

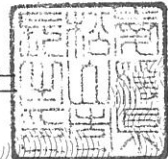
許可番号 8920006320

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市南吉田町2-1-45番地1
氏名 松山容器株式会社
代表取締役 天野和久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日

平成26年 5月29日

許可の有効年月日

平成31年 5月30日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。）

(事業の区分)

中間処分（焼却、破碎、溶融固化、圧縮、選別、圧縮梱包、切断—分離）

(産業廃棄物の種類)

(焼却) 紙くず、廃油、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、汚泥、動植物性残渣、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず 以上10種類

(破碎) 廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず、紙くず 以上6種類

(溶融固化) 廃プラスチック類 以上1種類

(圧縮) 紙くず、金属くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず 以上5種類

(選別) 金属くず、汚泥、燃え殻（廃電池類に限る。） 以上3種類

(圧縮梱包) 廃プラスチック類、紙くず 以上2種類

~~(切断) 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類（廃ブラウン管に限る。） 以上3種類~~

(分離) 廃プラスチック類、金属くず（ホイール付き廃タイヤに限る。） 以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。）

(1) 焼却施設 (型式) 株タクマ製 PSS

(設置場所) 松山市南吉田町2-1-45番地1

(設置年月日) 平成 9年 2月12日

(許可年月日) 平成10年 1月30日 (届出)

(処理する廃棄物の種類) 紙くず、廃油、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、汚泥、動植物性残渣、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず 以上10種類

(処理能力) 0.5 t/h (8時間)

(2) 破碎施設 (型式) 株ホーライ製 ZJA3-561型

(設置場所) 松山市南吉田町2-2-24番地1

(設置年月日) 平成24年 7月30日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類 以上1種類

(処理能力) 0.57 t/h (8時間)

(裏面に続く)

- (3) 熔融固化施設 (型式) シグマ機器(株)製 SSP-300B
(設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
(設置年月日) 平成15年 8月 3日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類
(処理能力) 45~70 kg/h
- (4) 圧縮施設 (破碎施設) (型式) 手塚興産(株)製 No.30型三方締スクラッププレス
(設置場所) 松山市南吉田町2145番地1
(設置年月日) 平成 9年 2月20日
(許可年月日) 平成13年 5月23日 (届出)
(許可番号) 8908006
(処理する廃物の種類) 圧縮処分: 紙くず、金属くず、廃プラスチック類、繊維くず、木くず
破碎処分: 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず
(処理能力) 6 t/h
- ~~(5) 破碎施設 (廃蛍光管等破碎施設) (型式) (株) 矢敷環境保全製 GET-One EF1000
(設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
(設置年月日) 平成12年 6月19日
(処理する廃物の種類) 金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類 (廃蛍光管)
(処理能力) 0.12 t/h~~
- (5) 破碎施設 (廃蛍光管等破碎施設) (型式) エステック(株)製 CFR型
(設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
(設置年月日) 平成25年11月25日
(処理する廃物の種類) 金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類 (廃蛍光管)
(処理能力) 0.5 t/h
- (6) 圧縮施設 (型式) SMP-1000
(設置場所) 松山市南吉田町2224番地1
(設置年月日) 平成15年 9月 1日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、木くず
(処理能力) 1.2 t/h
- (7) 選別施設 (型式) 自社製
(設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
(設置年月日) 平成15年11月 3日
(処理する廃物の種類) 金属くず、汚泥、燃え殻 (廃電池類に限る。)
(処理能力) 0.1 t/h
- (8) 破碎施設 (型式) 自社製
(設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
(設置年月日) 平成17年 8月30日
(処理する廃物の種類) 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
(処理能力) 150 kg/h
- (9) 圧縮梱包施設 (型式) 達栄工業(株)製 PBT-100-60
(設置場所) 松山市南吉田町2145番地1
(設置年月日) 平成12年10月 1日
(処理する廃物の種類) 廃プラスチック類、紙くず
(処理能力) 5 t/h (40 t/日 (8時間))
- ~~(10) 切断施設 (型式) 自社製
(設置場所) 松山市南吉田町2441番地1
(設置年月日) 平成17年 8月30日
(処理する廃物の種類) 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類 (廃ブラウン管に限る。)
(処理能力) 100 個/h~~

(第3面に続く)

(10)分離施設 (型式) 小野谷機工(株)製 PC-82
(設置場所) 松山市南吉田町2225番地1
(設置年月日) 平成17年 8月30日
(処理能力) 15本/h
(対象物の種類) 廃プラスチック類、金属くず (ホイール付き廃タイヤに限る。)

(11)破砕施設 (型式) 株ササキコーポレーション製 FA-500-2C6
(設置場所) 松山市南吉田町2144番地1
(設置年月日) 平成17年 8月30日
(対象物の種類) 廃プラスチック類、紙くず 以上2種類
(処理能力) 廃プラスチック類: 381 kg/h、紙くず: 285 kg/h

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 昭和52年 7月 8日
- 更新許可 (期限付許可に切替) 昭和63年 5月31日
- 変更許可 平成 6年 1月27日
- 更新許可 平成 6年 5月31日
- 住所変更 (旧: 松山市市坪西町1007番地1) 平成 9年 2月 7日
- 変更届出 (汚泥、動植物性残渣の脱水処分及び乾燥処分の廃止) 平成11年 5月31日
- 変更許可 平成11年 5月31日
(繊維くずの焼却処分、木くずの破砕処分、廃プラスチック類の圧縮処分の追加)
- 更新許可 平成11年 5月31日
- 変更届出 平成12年 7月21日
(廃プラスチック類の破砕施設、廃プラスチック類の圧縮施設、廃プラスチック類の熔融施設の設置場所変更
(旧: 松山市南吉田町2145番地1))
- 変更届出 平成12年 8月10日
(廃プラスチック類の熔融施設の変更 (旧: 処理能力 0.05t/h))
- 変更許可 平成12年 8月16日
(汚泥、動植物性残渣、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くずの焼却処分の追加
(「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類 (廃蛍光管) の破砕処分の追加)
- 代表者変更 (旧: 今城増美) 平成15年 4月10日
- 変更許可 (繊維くず、木くずの圧縮処分の追加) 平成15年 6月12日
- 変更届出 ((7)の圧縮施設の追加) 平成15年 9月 3日
- 変更許可 平成15年11月13日
(金属くず、汚泥、燃え殻 (廃電池類に限る。)) の選別処分の追加)
- 廃止届出 平成16年 2月18日
(廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、木くずの圧縮施設の廃止)
(旧: 松山市南吉田町2144番地1、処理能力 0.4t/h)
- 更新許可 平成16年 5月31日
- 変更届出 平成17年 1月24日
(2) 廃プラスチック類の破砕施設の設置場所変更 (旧: 松山市南吉田町2144番地1))
- 変更届出 平成17年 5月25日
(8) 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の破砕施設の追加)
- 変更許可 平成17年 6月13日
(廃プラスチック類の圧縮梱包処分の追加)
(「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、金属くず、廃プラスチック類 (廃ブラウン管に限る。)) の切断処分の追加)
(廃プラスチック類、金属くず (ホイール付き廃タイヤに限る。)) の分離処分の追加)

(第4面に続く)



○ 変更届出 ((11)の破碎施設の追加)	平成17年 9月 8日
○ 変更許可 (紙くずの圧縮梱包処分及び破碎処分の追加)	平成17年11月21日
○ 代表者変更 (旧:中野通房)	平成18年 5月 2日
○ 変更届出 ((6)の圧縮施設の設置場所変更 (旧:松山市南吉田町2441番地1))	平成18年 5月11日
○ 変更届出 ((石綿含有産業廃棄物を除く。)の追加)	平成18年10月16日
○ 変更届出 ((2)の破碎施設の設置場所変更 (旧:松山市南吉田町2441番地1))	平成21年 5月 1日
○ 更新許可	平成21年 6月26日
○ 変更届出 ((2)の破碎施設の入替え (旧能力:0.08t/h))	平成24年 7月30日
○ 変更届出 ((5)の破碎施設の入替え (旧能力:0.12t/h))	平成25年12月 4日
((7)選別施設の移設 (旧設置場所:松山市南吉田町2441番地1))	
((10)切断施設の廃止)	
○ 更新許可	平成26年 5月29日
5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無	有・ 無